

# ディスクロージャー分析レポート： 日経225銘柄の3月末決算企業の監査役等の活動状況の記載を分析

2021.01.06

当ディスクロージャー分析レポートでは、日経平均株価採用銘柄(日経225)における2020年3月末決算企業186社を対象として、2019年1月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(DWG報告)の提言を受けて改正がなされた「監査の状況」のうち、監査役等の活動状況の記載分析を行った。

「監査の状況」については、非財務情報の開示強化を企図して、DWG報告において、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」として2019年1月に改正がなされている。以下が改正の概要である。

【表1：「監査の状況」に関するDWG報告改正概要】

|      | 2019年1月改正                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適用時期 | 2020年3月31日以後に終了する事業年度から                                                                                                                                              |
| 改正概要 | (1) 監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間の開示を求める。<br>(2) 監査公認会計士等を選定した理由及び方針（解任又は不再任の決定の方針を含む）、監査役及び監査役会が監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った旨及びその内容の開示を求める。<br>(3) ネットワークファームに対する監査報酬等の開示を求める。 |

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(3)「監査の状況」においては、監査役監査、内部監査、会計監査のいわゆる三様監査の記載がなされている。今回は、会社法上の機関として重要な役割を果たす監査役等(監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社における監査等委員である取締役を含む。以下、本レポートにおいて同じ)の活動状況のみに焦点を当てて分析を行った。

まず上述の2019年1月改正開示府令においては、監査役会等の活動状況として、「監査役会等の開催頻度・主な検討事項」「個々の監査役等の出席状況」「常勤監査役の活動」が例示されているが、常勤、非常勤に区分して活動状況を記載している企業は以下の通りであった。

【表2：監査役別の活動状況(n:186)】

|       | 社数 |
|-------|----|
| 区分なし  | 96 |
| 常勤のみ  | 54 |
| 非常勤のみ | 36 |

こちらは、上記開示府令に例示されている常勤監査役等のみ記載している企業が54社と目立ち、区分をしていない企業も半数以上見られた。もっとも、非常勤の社外監査役等に関する活動状況に関しては、(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」における機関説明や、(2)「役員状況」の社外役員の状況においてなされているケースもあるため、一概には記載の良し悪しは判断できない。

続いて監査役会等の開催頻度の記載であるが、当研究室での先行調査(※)においては、母集団こそ違うものの開催頻度はおおよそ月1回だが、月2回以上から6回程度の企業もありまちまちであるため、開催回数のみでは議論の濃淡等の状況がうかがい知れない。

※2020/6/24 統合報告書分析レポート「監査役・監査役会の活動報告の記載」

<https://rid.takara-printing.jp/res/report/cat/2020/post993.html>

そのため、監査役会等の所要時間の記載有無の調査を行ったところ、所要時間に言及がある企業は186社中の2割以下の31社にとどまっております。31社の平均時間は102分、中央値は90分、最短は40分、最長は270分となっていた。下記の表3が所要時間別に区分した表である。

【表3：監査役会等の1回ごとの所要時間(n:31)】

|          | 社数 |
|----------|----|
| 60分以下    | 12 |
| 60分～120分 | 12 |
| 120分以上   | 7  |

続いて、重点監査項目やKAM(監査上の主要な検討事項)、取締役会の実効性評価ならぬ監査役会の実効性評価に言及していた企業は、下記表4の通りとなった。

【表4：監査役会の活動等のトピック記載(n:186、複数選択)】

|             | 社数 |
|-------------|----|
| 重点監査項目      | 47 |
| KAM         | 13 |
| 監査役会等の実効性評価 | 11 |

監査役会・監査役等の活動としては、決議事項、報告事項、協議(審議)事項と重要度ごとに区分して活動状況を記載しているケースが多く見られたが、その中でも特に重点監査項目として区分掲記を行っている企業は上記表4の通り47社となっていた。そのうち、中期経営計画や投融資計画の対応状況の検討、新商品・新事業開発など経営戦略への言及が見られた企業は34社に上った。

監査役の監査権限は、適法性監査にとどまらず、コーポレートガバナンス・コード4-4における「自らの守備範囲を過度に狭く捉えずに、「能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べるべき」などの記載に代表されるように、妥当性監査も広く含むものと考えられる。そのため、重点監査項目として、経営戦略関連の項目を挙げ、積極的に検討を行っている状況を垣間見ることができる。その他特徴的な重点監査項目としては、海外グループ企業のガバナンスやリスクマネジメント、不祥事案への対応なども散見された。

2021年3月期から適用されるKAMに関しては、早期適用を行っている企業は、2020年12月末時点で60社程度であるが、監査役等の検討事項として挙げている企業は、上記母集団の中では13社とわずかにとどまった。記載に関しても、「KAMの検討を監査法人と連携して行った」「重点監査項目としてKAMの検討が挙げられる」など、具体的な勘定科目や検討プロセスを想起できる記載は1社も確認できなかった。

また、監査役会の実効性評価プロセスを記載している企業は、上記表4の通り、11社となっていた。

2021年を迎え、ついに東京では新型コロナウイルス感染者が昨年の大晦日に1000人の大台を突破し、1都3県をはじめとして、再度の緊急事態宣言を出す手前の状況である。

こうした中、各企業はテレワークを中心とした業務を進める中、監査役等の会議もオンラインで行ったり、必要な拠点往査ができないといった事態もすでに発生しているだろう。

加えて、2021年3月期からはいよいよKAMの強制適用が始まり、監査人・監査役等の間のコミュニケーション手段、機会、スケジュール調整なども2021年に突入し、いよいよ大詰めとなってくるだろう。

非財務情報開示充実化の流れを受け、ガバナンスセクションでは、とりわけ企業価値最大化という攻めの側面に焦点が当てられがちであるが、企業価値毀損の未然防止を果たす監査の一義的役割といえる守りの側面が重要であることは、昨今の品質不祥事や会計不正を見れば一目瞭然である。

今後のガバナンスは、社外取締役3分の1以上などの形式だけ整えればよいだけではなく、社外役員のパフォーマンスの見せ方など、実効性がより一層求められてくることになるだろう。そうした中で、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂と並んで、開示のトピックとなるであろうKAMでは、より判断意図やプロセスが明確に分かり、実効性ある監査の状況が想起できるような開示を期待したい。